

もえるごみの分け方・出し方

- 必ず指定ごみ袋で出して下さい。
- 袋には行政区（又はごみ集積所番号）、氏名を書き、口をしっかりと結んで出して下さい。
- 生ごみは、十分に水気を切ってから出して下さい。水分を燃やすためのごみ処理費を削減することができます。
- **もえるごみとして処理できる大きさは、指定袋に入る大きさの可燃性（紙、布、プラスチック、ゴム、皮革、動植物など）のごみです。**
 なお、長いものや太いもの及び広がるものは下の基準に従って切ってから、指定袋に入れて出して下さい。
- ☆木の枝は、**直径が10cm以内で長さが60cm以内に切断**して下さい。
 （基準を超えるものは、粗大ごみとして取り扱います。）
- ☆カーテンやシートなど**広がるものは60cm四方以内**、ホースなどの**長いものは60cm以内**に切断して下さい。
 （切断できない場合は、粗大ごみとして清掃センターに直接搬入）
- 容器包装リサイクル法に適合しない紙及びプラスチック製のものや、容器包装リサイクル法に適合するが汚れが落ちないなどによりリサイクルに適さないものは、もえるごみとして出して下さい。
- タッパー、おもちゃなどのプラスチック100%のものは、プラスチック資源として出して下さい。
 （一辺の長さが50cm以下、厚さ5mm以下に限る）
- 未使用の花火は、火災防止のため有害危険ごみとなります。

【出し方】

- 指定袋に入れて出す。
- 午前8時30分まで出す。

週2回収集



○生ごみ



- ・十分に水を切ってから出して下さい。

○木片・木の枝



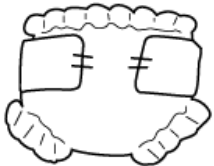
- ・長さ60cm、太さ10cm以内にして出す。
- ・草・落ち葉は乾燥させる。

○長いもの・広がるもの



- ・ビニールホースなどの長いものは60cm以内、カーテンやシートなどの広がるものは60cm四方以内に切断。

○紙おむつ



- ※必ず汚物を取り除いてから出して下さい。

○ゴム・皮革製品

